

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三条市

### 2 構造改革特別区域の名称

三条市「こくわ酒」特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

三条市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 三条市の地勢

当該地域は、新潟県のほぼ中央部に位置する県央地域の中心都市である。この地域は全国有数の金属産業都市として発展を続けてきており、高い金属加工技術をベースとしての産業と、雄大かつ豊かな自然が調和している都市である。

また、上越新幹線、北陸自動車道などの高速交通体系が市域を縦断しているほか、国道8号、289号、403号などが縦横に整備されており、交通に恵まれた環境となっている。また、国道289号の福島県境区間は、古くから「八十里越」と呼ばれる街道として発展してきたが、現在は福島県までの開通を目指して工事が進められている。

当該地域の北西部は、日本最長を誇る信濃川、地域をほぼ縦断する清流五十嵐川、刈谷田川の3の河川が形成する平野が広がっている。また、東部の福島県境までの国有林一帯は越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれるとともに、流れ出る豊富な水は近隣市町村の水源にもなっている。都市機能が集積する市街地に加え、こうした豊かな自然や農林資源に恵まれている。

平成17年5月1日に旧三条市、栄町、下田村が合併し、新三条市が誕生した。総面積は432.01km<sup>2</sup>であり、土地利用の状況としては、山林が19.6%、田畑が16.6%、宅地は4.4%である。

#### (2) 人口

人口は昭和60年をピークに減少傾向で推移しており、平成22年の国勢調査における総人口は102,292人となっている。また平成27年12月30日現在の人口（住民基本台帳）は100,885人であり、依然として減少を続けている。

#### (3) 産業

平成22年の就業人口は、51,257人で、産業別には第1次産業が4.2%、

第2次産業が35.3%、第3次産業が57.8%となっている。基幹産業は金属加工を中心とした製造業であり、ものづくり基盤技術集積の強みを活かし、産学連携による先端技術開発、新素材の加工技術の研究開発などにより、世界に通用するものづくり基盤技術の高度化を図っている。

#### (4) まちづくり

これからのまちづくりにおいて目指すまちの姿の実現に向け、最も大きな課題である少子高齢化、人口減少に適切に対応していくという観点で、平成27年度から平成34年度までの8年間を期間とした「三条市総合計画」を策定（平成27年3月）した。

「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちたものづくりのまち」を都市像に掲げ、一つ一つの宝を大切に育て続け、次の世代に伝えていくためにも、それぞれの地域の暮らしをできる限りそのまま持続していく「多極分散型」のまちづくりを目指している。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

三条市（以下「本市」という。）では「食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである」という理念の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する「豊かで住みよい生き生きとしたまち」の実現を目指す「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」が平成21年3月に制定され、「農業活性化プラン」により、農業が持続的かつ自立的な発展を遂げていくための具体的取組の方向性を示した。そこでは、単に農産物を販売するだけではなく、地産地消を進め、付加価値を高めて販売する手法を模索してきた。

中でも、下田地区の特産である「こくわ」（和名：サルナシ）を原料とした加工品の商品開発を行い、「こくわ中濃及び特濃ソース」「こくわカレー」などの人気商品を、市内外の店舗やイベント時に販売している。こうした中で、リピーターも増え、地域経済の活性化に寄与している。

他方で現状としては、後継者不足や高齢化の進展による生産者の減少など様々な問題も抱えている。

サルナシは高冷山間地を好む野生種を改良し、平地でも栽培されるマタタビ種をつる性落葉樹で、果実を「こくわ」と呼んでいる。見た目はキウイフルーツに似た小さな果実だが、味わいもキウイフルーツによく似ていて、完熟すると糖度は25度にもなり、味わいは甘く香りは芳醇である。この風味特徴を余すことなく発揮することのできるのが「こくわ酒」である。

規制の特例措置を活用する事により、事業者が「こくわ酒」の製造に参入しやすくなり、新たな特産品開発や地域ブランドの創出が期待でき、これを起爆剤とした地域産業の活性化が期待できる。

このほか地元で製造することによる雇用機会の創出や、交流人口の増加などへの

広がりも期待でき、地域全体の活性化につながる事が期待できることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きいものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することにより、地産地消をさらに進め、付加価値を高めて販売する農業施策に取り組みやすくなる。「こくわ」の栽培面積の増加を図り、生産者の新たな事業への展開や雇用機会の創出等を図る。

また、新たな特産品の創出による地域ブランドの確立を図り、本市の魅力向上や交流人口の増加に向けた取組につなげる。

さらには、これらの取組により、農産物を活用して新たな付加価値を生み出すために加工品開発、販路開拓又は販売促進等の取組への強化を図り、農業の6次産業化を促進し、産地の維持・発展、ひいては地域全体の発展を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域特産品としてブランド化しての販売、収入増加と知名度のアップ

新たな地域特産品として付加価値を高めたブランド化の推進により有利販売が可能となり、販路拡大や生産者の収益の増加等が図られる。

また、取組を広く市内外、県外へPRすることで、本市の知名度アップにつながる。

### (2) 観光等との連携による地域活性化

地域資源を活かした新たな地域特産品をツールとして、製造施設と連携した新たな観光プログラムを開発し、体験型の観光促進が期待できる。

また、周囲と一体的に周知・販売を図る事で、現在の特産品の販売促進といった相乗効果、地域全体の活性化が図られる。

### ※「こくわ」の生産に関する目標

| 指 標          | 現在(H27) | 1年目(H28) | 2年目(H29) | 3年目(H30) |
|--------------|---------|----------|----------|----------|
| こくわ生産者の拡大(人) | 5       | 7        | 9        | 10       |

### ※酒類の製造に関する目標(特産酒類(リキュール)の場合)

| 指 標                    | 現在(H27) | 1年目(H28) | 2年目(H29) | 3年目(H30) |
|------------------------|---------|----------|----------|----------|
| 特産酒類(リキュール)<br>生産者数(件) | 0       | 1        | 1        | 1        |
| 特産酒類(リキュール)<br>製造量(ℓ)  | 0       | 3,507    | 5,066    | 5,455    |

8 特定事業の名称

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 7 0 7 ( 7 0 8 ) | 特定農業者による特定酒類の製造事業 |
| 7 0 9 ( 7 1 0 ) | 特産酒類の製造事業         |

※別紙 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙1)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業者で、「こくわ」(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(果実酒)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三条市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類(果実酒)の提供を通じて地域の活性化を図るために特定酒類(果実酒)を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿を営む農業者(特定農業者)が「こくわ」(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(果実酒)を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品の創造となり、地場農産物である「こくわ」の利用拡大が図られ、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙2)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された「こくわ」を原料とした特産酒類（果実酒・リキュール）又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした特産酒類（果実酒・リキュール）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三条市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特産酒類（果実酒・リキュール）の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類（果実酒・リキュール）を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である「こくわ」を原料とした特産酒類（果実酒・リキュール）又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした特産酒類（果実酒・リキュール）を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体でも酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことは、新しい地場産品の創造となり、地場農産物である「こくわ」の利用拡大が図られ、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定事業の実施主体である事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行

う。